大学改革推進等補助金
「大学保有検査機器活用促進事業」
公募要領

令 和 2 年 6 月

令和2年11月改正

令和2年12月改正

令和3年2月改正

文 部 科 学 省

目　次

１．背景・目的 1
（１）背景 1
（２）目的 1
２．プログラムについて............. 1
（１）申請対象及び支援規模（補助金基準額） 1
（２）選定件数 2
（３）補助期間 2
３．申請資格・要件等............... 2
（１）申請者等 2
（２）申請可能件数 3
（３）申請資格 3
（４）申請要件 4
４．申請書の作成 4
（１）申請書等 4
（２）資金計画 5
（３）その他 5
５．選定方法等 5
（１）審査手順 5
（２）委員会による意見............. 5
６．プログラムの実施と評価等........ 5
（１）実施体制 5
（２）評価等 5
７．申請書等の提出 6
（１）提出方法 6
（２）留意事項 7
８．補助金の交付等 8
（１）補助金の交付 8
（２）補助金の執行に関する留意事項 . 8
（３）補助金における不正等への対応 . 9
９．その他 9
（１）プログラム情報の関係府省庁への提供等........................ 9
10. 問合せ先、スケジュール等 10
（１）問合せ先 10
（２）スケジュール 10
（別添１：経費の使途可能範囲） 12
（別添２：公募に係るＦＡＱ） 15
（別添３：大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）交付要綱） 19
（別添４：大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）取扱要領） 26
（別添５：大学改革推進等補助金「大学保有検査機器活用促進事業」審査要項）...37
（別添６：関連通知）................41

大学改革推進等補助金
大学保有検査機器活用促進事業
公募要領

１．背景・目的

（１）背景

新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月28日（同５月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染拡大に備え、新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、検査体制の強化に取り組むことが重要とされています。

各大学においては、これまでも附属病院等を中心に検査に協力いただいてきたところですが、今後起こり得る再度の感染拡大に備え、大学、短期大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）が保有するPCR機器を活用した検査体制を整備し、検査に協力する大学等が本来計画していた教育研究活動の変更等に対して支援を行うため、本事業では研究費等の補助を行います。

（２）目的

大学保有検査機器活用促進事業（以下「本事業」という。）は、検査に協力する大学等への支援として、①地方公共団体や医療機関等からの委託等を受けて自らPCR検査を行う大学等や、②保有するPCR機器を他の検査機関等に貸与する大学等に対して、研究費等の補助を行うことで、我が国における新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡大を図るとともに、検査に協力する大学等が本来計画していた教育研究活動への支援を行うことを目的とします。

２．プログラムについて

（１）申請対象及び支援規模（補助金基準額）

以下の取組を実施する大学等のプログラムを対象とします。なお、本公募は令和２年度内における取組を対象とし、公募は令和２年度限りとなります。

「①検査実施型」（地方公共団体や医療機関等からの委託等を受けて自らPCR検査を行う大学等への支援）

地方公共団体や医療機関等からの委託等により、大学等が保有するリアルタイムPCR（qPCR）機器を活用して、自ら新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査を実施（附属病院における実施を除く）する大学等における、教育研

究活動継続のための活動等に係るプログラムを対象として、PCR 検査に協力する機器 1 台当たり最大 1,000 千円の研究費等を交付します。

交付する研究費等については、PCR 機器の検査への提供による研究計画の変更等に伴う経費や、PCR 検査体制の構築のための初期投資に係る経費等、幅広い経費に使用することが可能です。

「②機器貸与型」(保有する PCR 機器を他の検査機関等に貸与する大学等への支援)

新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査を実施しようとする検査機関等からの要請等により、大学等が保有するリアルタイム PCR（qPCR）機器を、検査機関等へ貸与する大学等における、教育研究活動継続のための活動等に係るプログラムを対象として、検査に協力する機器 1 台当たり最大 500 千円の研究費等を交付します。

交付する研究費等については、PCR 機器の検査への提供による研究計画の変更等に伴う経費や、PCR 機器の搬送に要する経費等、幅広い経費に使用することが可能です。

※例えば、一つの大学等が、「①検査実施型」で 2 台の検査協力、「②機器貸与型」で 3 台の検査協力を行うプログラムを計画する場合、最大 3,500 千円((1,000 千円×2 台)＋(500 千円×3 台))の研究費等の申請が可能です(PCR 検査に協力する機器の台数に応じて、補助金基準額を設定します。)。

（２）選定件数

①検査実施型：100 件（100 台分）程度

②機器貸与型：800 件（800 台分）程度

ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

（３）補助期間

令和 2 年度内（令和 3 年 3 月 31 日まで）に完了する計画を対象とします。

３．申請資格・要件等

（１）申請者等

①　対象機関

国公私立大学[1]及び大学共同利用機関を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は大学等の設置者、申請者は学長（大学共同利用機関においては機構長。以下「学長」という。）とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛てに行うこととします。

③ 申請単位

申請は、大学等を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、研究所、研究センター等）で申請することはできません。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学等に所属する常勤の役員又は教職員とします。

（２）申請可能件数

一度の公募に当たり、一つの大学等が申請できる件数は１件とします。（協力可能な機器が複数台ある場合や、「①検査実施型」及び「②機器貸与型」の複数の協力が可能な場合は、大学等ごとに全てまとめて１件の申請としてください。また、同一の機器による申請は一度限りとします。）

なお、公募時期については、「10. 問合せ先、スケジュール等」を参照してください。

（３）申請資格

以下のいずれかに該当する大学等は、本事業に申請できません。

ｉ） 学生募集停止中の大学

ⅱ） 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

ⅲ） 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和２年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程（全学部）	短期大学（全学科）
収容定員充足率	70%	70%

ⅳ） 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外

[1] 学校教育法第２条第２項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

（４）申請要件

本事業への申請を希望する大学等は、以下に掲げる内容を、申請時に満たしていることが申請の要件となります。

「①検査実施型」の申請要件

①大学等による PCR 検査の実施に当たり、地方公共団体や医療機関等が必要と認める PCR 機器を、大学等が現に保有していること。

②地方公共団体や医療機関等からの、大学等による PCR 検査の実施への協力に関する具体的な要請や委託内容等が、書面により明らかであること。

「②機器貸与型」の申請要件

①検査機関等が PCR 検査の実施に必要と認める PCR 機器を、大学等が現に保有していること。

②検査機関等からの、PCR 検査の実施のために PCR 機器の貸与を求める要請や委託内容等が、書面により明らかであること。

なお、本事業は、大学等が現に保有する PCR 機器を活用した PCR 検査への協力に対して支援を行うものであり、令和 2 年度補正予算（第一次及び第二次）において措置された「新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業（感染症検査機関等設備整備事業）」により、新たに整備した PCR 機器での検査への協力については、本事業において申請の対象となりません（補助金基準額の算定の根拠となる台数に含めることはできません）ので、御留意ください。

また、プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の関係法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

４．申請書の作成

（１）申請書等

『大学改革推進等補助金「大学保有検査機器活用促進事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

（２）資金計画

費用対効果等を勘案しつつ、補助金基準額の範囲内で必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。

（３）その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、具体的かつ明確に記載してください。

５．選定方法等

（１）審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「大学が保有するPCR 検査機器の活用に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）において別添５の審査要項に基づいて行います。

（２）委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

６．プログラムの実施と評価等

（１）実施体制

① プログラムの実施に当たっては、学長のリーダーシップの下、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つものとします。

② プログラムの実施状況については、適切に進捗管理を行ってください。

（２）評価等

プログラムについては、必要に応じて検査実績等に関する追跡調査を実施することがあります。

７．申請書等の提出

（１）提出方法

『大学改革推進等補助金「大学保有検査機器活用促進事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、提出期限までに以下の「電子データの提出方法」のとおり提出してください。

【第１次公募】（終了）
提出期限：令和２年６月26日（金）～7月24日（金）

【第２次公募】（終了）
提出期限：令和２年９月１日（火）～9月30日（水）

【第３次公募】（終了）
提出期限：令和２年11月２日（月）～11月30日（月）

【第４次公募】（終了）
提出期限：令和２年12月11日（金）～令和３年１月８日（金）

【第５次公募】（終了）
提出期限：令和３年１月12日（火）～1月29日（金）

【第６次公募】
提出期限：令和３年２月18日（木）～3月8日（月）

【メールアドレス】
gakkikan@mext.go.jp

【電子データの提出方法】
①電子メールへの添付による提出（ファイル容量が10MB未満の場合に限る）
・件名を「保有検査機器活用_○○大学」（○○大学は機関名を記入）とした上で、上記のメールアドレスに提出してください。
・文部科学省において提出が確認でき次第、提出日後２営業日以内に受信確認の返信を行います。受信確認の返信がない場合は、「10. 問合せ先、スケジュール等」の連絡先までお電話ください（提出後直ちに受信確認のための連絡を行うことは避けてください。）。

②大学等が業務上使用しているファイル転送システム等による提出
・上記のメールアドレス宛てに送信するとともに、併せて、件名を「保有検査機器活用_〇〇大学」（〇〇大学は機関名を記入）としたメールにより、ファイル転送システム等により提出した旨を連絡してください。
・文部科学省において提出が確認でき次第、提出日後 2 営業日以内に受信確認の返信を行います。受信確認の返信がない場合は、「10. 問合せ先、スケジュール等」の連絡先までお電話ください（提出後直ちに受信確認のための連絡を行うことは避けてください。）。
・なお、フリーソフト等を使用したファイル転送は、文部科学省のセキュリティ上受信できない可能性があるため使用しないでください。

③DVD-R(RW)等の記憶媒体の郵送による提出
・レーベルに必ず大学名を明記してください。
・提出された記憶媒体は返却しません。
・封筒に「大学保有検査機器活用促進事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法（小包、簡易書留、宅配便等）により余裕をもって発送し、提出期間内に必ず着くようにしてください。

【DVD-R(RW)等の記憶媒体の郵送先】
〒100-8959　東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省研究振興局学術機関課研究設備係
電話番号：03-5253-4111（内線 4083）

（２）留意事項
①　提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
②　申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。
③　提出された申請書等は返還しませんので、各大学等において控えを保管してください。
④　選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
⑤　プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省におい

て審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ(https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)を参照してください。

⑥　申請に関する問合せ等については、公募説明会時に受けた質問と合わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

８．補助金の交付等

（１）補助金の交付

①　選定されたプログラムについては、委員会における審査を経て、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添１に示すものとします。

②　「大学改革推進等補助金交付要綱（大学保有検査機器活用促進事業)」(令和 2 年 6 月 26 日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（２）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学等の事務局は以下のことに留意してください。

①　補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、大学等としてまとめて行うようにしてください。

②　補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学等の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理につ

いては、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から５年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに５年間保管するのではなく、補助期間の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から５年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③　その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（３）補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公私立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成 26 年４月１日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

①　大学等に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学等に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

②　教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③　事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学等名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④　新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する大学教育再生戦略推進費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

９．その他

（１）プログラム情報の関係府省庁への提供等

選定された大学等については、大学名等の情報について関係府省庁へ提供することがあります。また、各地方公共団体等における検査体制の構築への影響

に鑑みて、原則として大学名等の公表は行いません。

10. 問合せ先、スケジュール等

（１）問合せ先

〒100-8959　東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局学術機関課研究設備係

電話番号：03-5253-4111（内線4083）

（２）スケジュール

【公募説明会】　　日時：令和2年12月16日（水）14:00～

本事業に係る公募説明会を、WEB会議システム（Webexを予定）を活用して実施します。出席を希望する場合は、12月15日（火）12:00までに、出席者の「所属、氏名、電話番号、メールアドレス」をgakkikan@mext.go.jpまで、電子メールにて連絡してください（受信確認の返信等は行いません。）。なお、公募説明会に出席しない場合でも本事業に申請することが可能です。

【第1次公募】（終了）

公募締切　　　令和2年6月26日（金）～7月24日（金）
選定結果通知　令和2年8月28日
交付内定　　　令和2年8月28日
（事業開始）

【第2次公募】（終了）

公募締切　　　令和2年9月1日（火）～9月30日（水）
選定結果通知　令和2年10月28日
交付内定　　　令和2年10月28日
（事業開始）

【第3次公募】（終了）

公募締切　　　令和2年11月2日（月）～11月30日（月）
選定結果通知　令和2年12月23日
交付内定　　　令和2年12月23日
（事業開始）

【第4次公募】（終了）

公募締切　　　　令和２年12月11日（金）～令和３年１月８日（金）
選定結果通知　　令和３年１月29日
交付内定　　　　令和３年１月29日
（事業開始）

【第５次公募】（終了）
公募締切　　　　令和３年１月12日（火）～1月29日（金）
選定結果通知　　―
交付内定　　　　―
（事業開始）

【第６次公募】
公募締切　　　　令和３年２月18日（木）～3月８日（月）
選定結果通知　　令和３年３月中旬頃
交付内定　　　　令和３年３月中旬頃（予定）
（事業開始）

（別添１：経費の使途可能範囲）

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりであり、PCR 機器の提供による研究計画の変更等に伴う経費や、PCR 検査体制構築のための初期投資に係る経費等について支援対象とします。

想定される具体的な使途等：

・検査への協力による研究計画変更に伴い新たに必要となる消耗品（試薬等）
・検査への協力による研究計画変更に伴う研究環境整備に必要な設備備品（什器類、複写機、パソコン等）
・その他計画変更後の研究活動遂行に必要となる経費（旅費、図書、光熱水料、人件費等）
・自ら検査を実施するための環境整備に必要な消耗品、設備備品（什器類、試薬等）【「①検査実施型」のみ】
・機器の貸与に当たっての搬送費【「②機器貸与型」のみ】　　等

なお、本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合うよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。経費は、交付要綱（別添３）や、取扱要領（別添４）等に従って適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために必要な教育研究活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

　プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

　プログラムを遂行するために必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

　プログラムを遂行するために必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

　プログラムを遂行するために必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

　プログラムを遂行するために必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料などが挙げられます。

④「通信運搬費」

　プログラムを遂行するために必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

　プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。

（別添２：公募に係るＦＡＱ）
令和３年２月１８日改訂

【「①検査実施型」への申請について】

Ｑ１：本事業公募前から、地方公共団体等からの要請等により継続して検査への協力を行っていますが、申請は可能ですか？

Ａ１：申請は可能です。

Ｑ２：（別添６で示された通知によれば、）診療の用に供する目的で、ＰＣＲ検査を行う場合は、都道府県に対して衛生検査所の開設に関する登録を行わなければならないとのことですが、診療の用に供する目的以外の検査に協力する場合などについては、衛生検査所の登録を行わずとも本事業への申請は可能ですか？

Ａ２：地方公共団体等からの要請や委託内容等によりますが、本事業への申請は可能です。

診療の用に供する目的以外の検査に協力する場合など、衛生検査所の登録を要さない内容について地方公共団体等から委託等を受けて、PCR 検査の実施に協力する場合は、必ずしも、申請に当たって衛生検査所への登録を行う必要はありません。計画調書の作成に当たって、当該委託内容等について具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付してください。

Ｑ３：衛生検査所の開設に関する登録を申請中で、登録は完了していませんが、本事業への申請は可能ですか？

Ａ３：申請要件として求めている、「地方公共団体や医療機関等からの、大学等によるＰＣＲ検査の実施への協力に関する具体的な要請や委託内容等が、書面により明らかであること。」を満たしていれば、衛生検査所への登録申請中であっても、本事業への申請は可能です。計画調書の作成に当たって、当該状況について具体的に記載するとともに、衛生検査所への申請状況が分かる書類の写しを併せて添付してください。

Ｑ３－２：衛生検査所の登録の申請をまだ行っていません。登録申請は、契約した地方公共団体から実際の検査依頼が来た後に行う予定ですが、本事業への申請は可能ですか？

Ａ３－２：申請要件として求めている、「地方公共団体や医療機関等からの、大学等によるＰＣＲ検査の実施への協力に関する具体的な要請や委託内容等が、書面により明らかであること。」を満たしていれば、衛生検査所の登録申請前であっても、本事業への申請は可能です。計画調書の作成に当たって、当該状況について具体的に記載してください。

Ｑ４：リアルタイムＰＣＲ（qPCR）機器以外の遺伝子検査機器（ＬＡＭＰ法を用いた機器等）による検査への協力を行う場合、申請は可能ですか？

Ａ４：地方公共団体等からの要請や委託内容等によりますが、申請は可能です。

地方公共団体等から、新型コロナウイルス感染症に係る検査への協力に当たり、ＰＣＲ機器以外による検査への協力について委託等されている場合は、計

画調書の作成に当たって、当該委託内容等について具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付してください。

Ｑ４－２　：感染が疑われる方への行政検査ではありませんが、地方公共団体が主体となり、高齢者や施設職員など広く住民等を対象とした検査を実施しています。このような検査に協力する場合、本事業への申請は可能ですか？
Ａ４－２：　地方公共団体からの委託等を受けて行う検査であれば、広く住民等を対象とした社会的検査や積極的な疫学調査など、いずれも申請は可能です。

Ｑ５：地方公共団体等との間では、日常的な検査協力ではなく、第二波等に備えて、要請があれば直ちに検査協力を行う体制を構築する旨の協定を結び、既に体制を構築しています。このような場合も申請は可能ですか？
Ａ５：地方公共団体等からの要請や委託内容等によりますが、本事業は、新型コロナウイルス感染症の検査体制拡大を目的とする事業ですので、要請があれば直ちに検査協力を行う体制を構築している場合であっても、申請は可能です。
　ただし、申請に当たっては、検査協力可能な機器台数を基に、補助金基準額が決定されますので、計画調書の作成に当たって、当該委託内容等を具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付することで、委託等に応じた検査協力可能な機器台数等を明らかにすることが必要です。

Ｑ５－２：検査実施に関し、地方公共団体との契約がまだ正式に締結できていませんが、申請は可能ですか？
Ａ５－２：公募要領では、申請要件として「地方公共団体や医療機関等からの、大学等によるＰＣＲ検査の実施への協力に関する具体的な要請や委託内容等が、書面により明らかであること」を求めています。地方公共団体等との契約が未締結である場合には、例えば、協議中の契約書案の写しなど、地方公共団体等からの要請内容がわかる書面を提出していただければ、本事業への申請が可能です。この場合、計画調書の作成に当たって、契約協議の状況について具体的に記載してください。

Ｑ６：同じ大学内の附属病院からの委託を受けて、学内の他部局（研究科、研究所等）がＰＣＲ機器による検査実施の協力を行う予定ですが、申請は可能ですか？
Ａ６：申請は可能です。申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する検査の　協力に係る委託内容等を明らかにする必要がありますので、計画調書の作成に当たって、具体的な要請等の内容（検査可能件数の見込みなどを含む）を明らかにするとともに、契約書等（部局長名による委託内容等を示す書類等）の写しを併せて添付してください。

Ｑ７：他の補助事業や委託事業等により整備した機器を活用して検査を実施する場合　も、申請は可能ですか？
Ａ７：他の補助事業や委託事業等により整備した機器については、例えば、補助金等に　係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の処分の制限にかかる場合があるなど、他の取組への機器活用に係る制限等が課されている場合がありますので、各事業が定める制限等に抵触しない限りにおいて、申請すること

が可能です。

Ｑ８：本事業公募前から、地方公共団体等からの要請等により検査への協力を行っていましたが、公募締切時点では協力関係は既に終了しています。申請は可能ですか？
Ａ８：地方公共団体等からの委託等により、令和２年４月１日以降に検査への協力を行っている場合であって、当該協力に伴って、本来計画していた教育研究活動の変更等を行う具体的な計画がある場合には、申請は可能です。計画調書の作成に当たって、当該委託内容や協力実績等について具体的に記載するとともに、委託内容等が示された書類の写しを併せて添付してください。

Ｑ９：申請に当たって、１日当たりの検査可能件数等の検査能力に関する基準はありますか？
Ａ９：検査能力に関する基準は設けていませんが、地方公共団体等からの要請や委託内容等に応じた検査協力を行う大学等を支援する事業であることから、計画調書の作成に当たっては、具体的な要請等の内容とともに、その内容に応じた検査協力を行うことが可能であることを明らかにする必要があります。

Ｑ９－２：地方公共団体から委託料を受けてＰＣＲ検査を実施することとしています。検査実施に必要な経費は委託料で賄えますが、その場合でも本事業への申請は可能ですか？
Ａ９－２：本事業は、ＰＣＲ機器の検査への提供に伴い、追加的に生じる費用について幅広く補助を行うものであり、例えば、検査体制を構築するため初期投資を行ったり、当初の研究計画を変更したりする場合などは、これに要する経費について、補助申請を行うことが可能です。

Ｑ９－３：本補助金を、ＰＣＲ検査体制の構築のための初期投資にとどまらず、検査実施時に必要な消耗品等の購入にも充てたいと思いますが、可能ですか？
Ａ９－３：本補助金は、ＰＣＲ機器の検査への提供に伴い追加的に生じる費用について幅広く補助を行うものであり、ＰＣＲ検査に必要な消耗品等の購入費も補助対象にしています。ただし、地方公共団体等との委託契約において、検査に必要な消耗品等の費用を委託料で賄うこととしている場合などは、経費の重複となり、補助できないケースも想定されますので、留意してください。

【「②機器貸与型」への申請について】
Ｑ10：検査機関等へのPCR機器の貸与に当たり、留意する事項はありますか？
Ａ10：申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施のために貸与　することを明らかにする必要がありますので、計画調書の作成に当たって具体的な要請等の内容（検査機関名（貸与先）、検査機関等における検査可能件数の見込みなどを含む）を明らかにするとともに、契約書等の写しを併せて添付してください。

Ｑ11：学内の他部局（附属病院を含む）への貸与を行う場合も、申請は可能ですか？
Ａ11：申請は可能です。申請に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する検

査の実施のために貸与することを明らかにする必要がありますので、計画調書の作成に当たって具体的な要請等の内容（貸与先、貸与先における検査可能件数の見込みなどを含む）を明らかにするとともに、契約書等（部局長名による貸借関係を示す書類等）の写しを併せて添付してください。

Ｑ12：他の補助事業や委託事業等により整備した機器の貸与を行う場合も、申請は可能ですか？
Ａ12：他の補助事業や委託事業等により整備した機器については、例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の処分の制限にかかる場合があるなど、他の取組への機器活用に係る制限等が課されている場合がありますので、各事業が定める制限等に抵触しない限りにおいて、申請することが可能です。

【申請全般について】
Ｑ13：本事業の第１次公募に採択されましたが、さらに第２次公募へ申請することは可能でしょうか？
Ａ13：公募要領では「同一の機器による申請は一度限り」としていますが、第１次公募に際し、検査のため提供することとしたＰＣＲ機器とは別に、他のＰＣＲ機器を用いてさらに検査協力を行う場合には、第１次公募に続き、第２次公募にも申請することが可能です。

Ｑ14：本事業について、補助金の繰越は可能でしょうか？
Ａ14：本事業の予算については、繰越明許費の指定がなされています。年度内に事業が完了しない場合には、本補助金については、一定の手続により、翌年度に必要額を持ち越して使用することができます。

（別添３）

大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）交付要綱

令　和　２　年　６　月　２　６　日
文　部　科　学　大　臣　決　定

（通則）
第１条　大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）
第２条　この補助金は、大学、短期大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）が保有する検査機器の活用を促進する事業に必要な経費を補助することにより、我が国における新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡大及び検査に協力する大学等が本来計画していた教育研究活動への支援を目的とする。

（補助金の交付の対象及び補助金の額）
第３条　文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、大学保有検査機器活用促進事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
２　補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、大学等の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人、地方公共団体及び大学共同利用機関法人に限る。）とする。
３　補助対象経費は、物品費、人件費・謝金、旅費、その他とする。
４　第１項の規定にかかわらず、第１６条第１項の規定により補助金の交付の決定が取り消し、又は変更された補助事業において、法第１１条第１項の規定に違反する行為を行った者が中心的な役割を果たす事業については、本補助金を交付しない。
５　第１項の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であって別紙１に定めるもの（以下「特定給付金」という。）の不正使用及び不正受給並びに特定給付金による教育研究における不正行為に関わったことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が中心的な役割を果た

す事業については、別紙１に定める期間、補助金を交付しない。

（申請手続）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、大臣が別に定める期日までに、交付申請書（様式１）を大臣に提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第５条　大臣は、前条第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第２項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

３　大臣は、第１項の交付の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

４　補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第１項の交付申請書が文部科学省に到達した日から３０日以内とする。

（申請の取下げ）

第６条　前条第１項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第７条　補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また、支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最

大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助事業の変更）

第８条　補助事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ、事業内容等変更承認申請書（様式２）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

一　補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合

二　補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を、その総額の５０％以内で増減する場合

２　大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは中止（廃止）承認申請書（様式３）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第１０条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式４）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第１１条　大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

（実績報告書）

第１２条　補助事業者は、補助事業を完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した場合にあっては、別に定める期日までに実績報告書（様式５）を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

３　第１項の場合において、実績報告書の提出期限につき、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

４　第２項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

５　補助事業者は、第１項及び第２項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１３条　大臣は、前条第１項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助事業に要した経費の額又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、そのときにおいて当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

３　大臣は、第１項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

４　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１４条　補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式６）を大臣に提出しなければならない。

２　大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第１５条　補助金の支払は、原則として第１３条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和２２年法律第３５号）第２２条及び予算決算及び会計令（昭和２２年

勅令第１６５号）第５８条第４号に基づく財務大臣との協議が調った事項については、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

２　補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは交付請求書（様式７）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第１６条　大臣は、第９条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第５条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一　補助事業者が、法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四　補助事業者が、補助事業にかかる教育研究を行う者として不適当と認められる場合

五　補助金の交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の規定により第５条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項第１号から第４号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

４　第１３条第４項の規定は、第２項の規定に基づき返還を命ずる場合及び前項の加算金を納付する場合についても準用する。

（知的財産権の報告）

第１７条　補助事業により得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書（様式８）を大臣に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第１８条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければ

ならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、大臣は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第１９条　取得財産等のうち令第１３条第４号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が５０万円を超える機械及び重要な器具とする。

２　法第２２条に定める財産の処分を制限する期間は､大臣が別に定める期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別紙2に基づき、あらかじめ財産処分承認申請書（様式９）若しくは財産処分報告書（様式１０）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

４　前条第２項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第２０条　補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から５年間保存しておかなければならない。

（報告の公表）

第２１条　大臣は、第１１条、第１２条第１項及び第２項並びに前条の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

（補助金調書）

第２２条　補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式１１）を作成しておかなければならない。

（その他）

第２３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和２年６月２６日から施行する。

（別添４）

大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）取扱要領

大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）交付要綱（令和２年６月２６日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）等に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとします。

〔目次〕

１．事務手続の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
２．交付先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３．交付の内定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
４．交付の申請・決定・請求・・・・・・・・・ ２
５．補助金の経理管理等・・・・・・・・・・・・・・ ４
６．補助事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
７．補助事業終了後の手続等・・・・・・・・・・１０
８．消費税等仕入控除税額の報告等・・・１１
９．問い合わせ・書類提出先・・・・・・・・・・・１１

１．事務手続の概要

本補助金に係る一般的な事務手続のうち主なものは、以下のとおりとなります。

補助事業・事務	関係申請書・報告書等	提出部数	別添	関連頁
〈交付の内定〉	○交付内定通知	―	―	ｐ　２
	◎交付内定辞退届	１部	提出要領	ｐ　２
〈交付の申請〉	◎交付申請書等(交付申請書、学外経費使用理由書、支払計画表　又は資金繰り表、銀行振込依頼書)	提出要領	提出要領	ｐ　２
〈交付の決定〉	○交付決定通知	―	―	ｐ　３
	◎交付申請取下届	１部	１	ｐ　３
〈交付の請求〉	◎交付請求書	１部	２	ｐ　３
〈事業の実施〉	◎事業内容等変更承認申請書	１部	４	ｐ　９
	◎代表者（申請者）等交替届	１部	５	ｐ　９
	◎中止（廃止）承認申請書	１部	６	ｐ　９
	◎状況報告書	別途通知	―	ｐ１０
	◎事業遅延届	１部	７	ｐ１０
〈額の確定〉	◎実績報告書	１部	８	ｐ１０
	◎処分制限財産整理簿	１部	９	ｐ１０
	○補助金確定通知書	―	―	ｐ１０
〈その他〉	◎消費税等仕入控除税額確定報告書	１部	１０	ｐ１１
	◎知的財産権報告書	１部	１１	ｐ１１
	◎収益状況報告書	１部	１２	ｐ１１
	◎財産処分承認申請書	１部	１３	ｐ１１

	◎財産処分報告書	１部	１４	ｐ１１

（注）◎：事業者作成の書類　○：文部科学省作成の書類
提出要領：大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）交付申請書等作成・提出要領

また、詳細については、別添「大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）交付申請書等作成・提出要領」（以下「提出要領」という。）を参照してください。

なお、本取扱要領の添付様式（別添１～１４）を文部科学省に提出する際、押印をする場合は、全て大学、短期大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）の設置者の公印となります。

２．交付先

本補助金は、補助事業者となる大学等の設置者に交付されます。

本補助事業を行うに当たっては、事業の選定の際に審査の対象となった申請書等に記載した大学等の長が代表者（以下「申請者」という。）となり、取組担当者が事業を推進する責任者（以下「事業責任者」という。）となります。

３．交付の内定

（１）交付の内定について

補助事業の実施に係る補助金の交付を受けるためには、適正化法に基づいて補助金の交付申請及び交付決定の手続が必要になります。

「交付の内定」は、補助金に係る手続、執行を合理的に進めるために、適正化法に基づく交付申請に先立ち、補助金の交付申請があった場合に補助金を交付する予定があることを明らかにするものです。

ただし、本補助金による財政支援を受けようとする事業が、他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

「交付内定通知」を受けた場合には、このような「交付の内定」の趣旨を踏まえ、適正化法に基づく交付申請の手続を行うようにしてください。

なお､交付内定額は､事前に提出された経費調書（文部科学省が別に定める様式による。）を参考に算定しますが、予算の範囲内で調整をする場合があります。

（２）内定の辞退について

交付内定後、以下のような事情により、交付の内定を辞退することができます。

○　交付内定の内容により、事業の適切な遂行が不可能であると判断した場合

○　申請者又は事業責任者の異動その他の状況の変化により、事業の適切な遂行が不可能であると判断した場合

なお、内定の辞退をする場合は、交付申請書を提出する前までに、「交付内定辞退届」（提出要領「別紙様式（一）」参照）を文部科学省に提出してください。

４．交付の申請・決定・請求

（１）交付申請書について

本補助金の交付の申請については、別添「提出要領」に基づき交付申請書等を作成し、別に定める期日までに文部科学省に提出してください。期日までに交付申請書等が提出されなかっ

た場合は、補助金が交付できなくなる場合もありますので、注意してください。

〔参考〕交付決定までの流れ

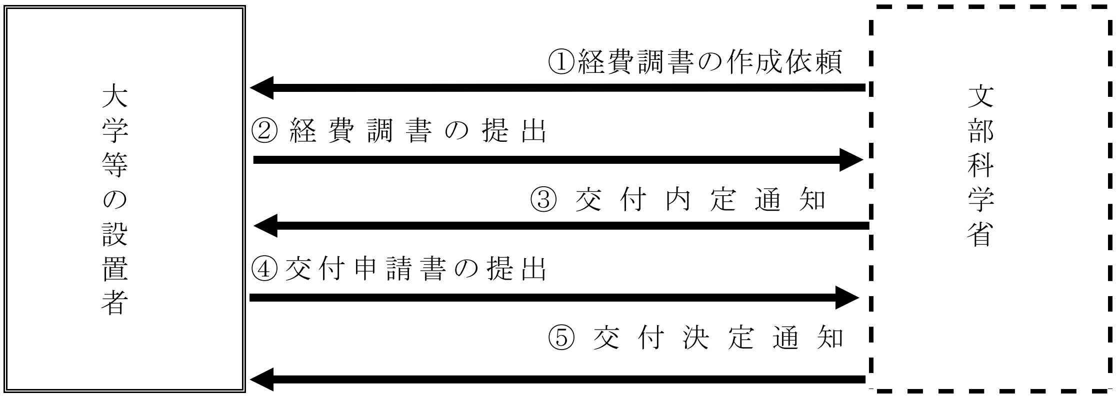

（２）交付決定通知について

提出された交付申請書等の内容について、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、補助金の重複受給がないかどうか（同一又は類似性の高い取組がともに選定された場合、大学等の設置者がいずれかを選定し、１つの事業から補助金を受給することとなります。）等に照らし審査した上で、大学等の設置者に対して正式に補助金の交付決定の内容を通知しますが、それに条件を付したり、申請額を修正した額で交付決定を行う場合がありますので留意してください。

（３）申請の取下げについて

交付決定通知を受けた補助事業者が、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合は、交付決定通知に定められた期日までに、別添１「交付申請取下届」を文部科学省に提出してください。

なお、本交付申請取下届が提出・受理された場合は、（５）の「銀行振込依頼書」は、届けがなかったものとして取り扱います。

（４）交付請求について

本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うこととなります。

ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができます。

交付請求は、交付請求書の提出期限等をお知らせしますので、所定の期限までに別添２「交付請求書」を文部科学省に提出してください。

また、概算払に当たっては、補助事業計画の合理性等を勘案することとなるので「支払計画表」又は「資金繰り表」の提出が必要になります。「支払計画表」又は「資金繰り表」は、補助事業の計画に従って無理なく計画的に執行できるものとするよう十分注意の上作成してください。

（５）振込口座について

補助事業者は、本補助金の振込みを希望する銀行等の口座を、「銀行振込依頼書」（提出要領「別紙様式（六）」参照）により文部科学省に届け出てください。

口座の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「銀行振込依頼書」（提出要領「別紙様式（六）」参照）を提出してください。

５．補助金の経理管理等

（１）経理管理について

補助事業者は、本補助金が適正化法等の適用を受ける補助金であることから、本補助金の経理管理に当たっては、補助事業者の規程等に基づき補助金の経理管理状況を常に把握できるようにし、善良な管理者の注意をもって行い、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を使用するとともに、他の用途へ使用することは決して行わないようにしてください。

（２）補助対象経費・使用上の注意

本補助金の補助対象経費は、下記のとおりです。

補助対象経費	内　　訳
物品費	設備備品費、消耗品費
人件費・謝金	人件費、謝金
旅費	旅費
その他	外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、文部科学大臣が認めた経費

上記内訳に掲げる経費は、
- ○　選定された取組における教育研究活動継続のための活動等に係る経費であること、具体的には、ＰＣＲ機器の検査への提供による研究計画の変更等に伴う経費や、ＰＣＲ検査体制の構築のための初期投資に係る経費等、幅広い経費に使用することが可能
- ○　補助事業者が適正かつ明瞭に執行管理する経費であること

などに留意し、計上することとします。

また、補助対象経費の使用上の注意点は、以下のとおりとなります。

【物品費】

①　設備備品費
本補助事業を遂行するために直接必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造、又は据付等に要する経費です。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）も含みます。なお、設備備品、消耗品の定義・区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。

（ⅰ）設備備品には、大学改革推進等補助金（大学保有検査機器活用促進事業）により購入したものである旨を記し、備品番号を付すなど適正に管理してください。

（ⅱ）設備備品の据付等に必要な経費としては、以下のようなものが考えられます。

○　設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費
○　設備備品を設置し、調整するために必要な経費
○　設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費
○　設備備品の稼働に必要な電源の新設や、ガス、水道、排気、排水の配管に必要な経費

（ⅲ）本補助金で購入した設備備品は、適正化法第２２条に基づき、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し､又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」（平成１４年３月２５日文部科学省告示第５３号）により制限されていますので、文部科学大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできませんのでご注意ください。

（ⅳ）設備備品の購入等に際しては、効果的な整備がなされるよう計画的な設備備品の購入が望まれます。

②　消耗品費
本補助事業を遂行するために必要な教育研究活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍、事務用品等が挙げられます。なお、消耗品の定義・購入手続は補助事業者の規程等に従ってください。また、年度末に消耗品の購入が集中しないよう、計画的な購入が望まれます。

【人件費・謝金】

①　人件費
本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者を雇用等する場合の給与等に使用することができます。

＜雇用等に当たっての主な留意事項＞
○　既に他の経費により類似の給与等を受給している者に対して、本補助金から更に支払うことにより、重複支給となることのないようにしてください。
○　学生を雇用する場合については、適切に手続を行うとともに、当該学生の修学に支障のないよう配慮してください。
○　本補助事業が終了、廃止又は中止した場合は、その事実が発生した日以降の雇用に係る経費を本補助金から支払うことはできません。
○　具体的な単価等は、補助事業者の規程等に基づき算定してください。ただし、内容、時間、背景等を踏まえ、常識の範囲を超えない妥当な根拠によらなければなりません。
○　教育研究補助作業を行う派遣社員についても、当該費目に計上してください。

②　謝金
本補助事業を遂行するための専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。謝金の単価の算定は、補助事業者の規程等に基づき適切に行ってください。

【旅費】

①　旅費
本補助事業を遂行するために必要な旅費に使用することができ、以下に示すものが考えられます。
○　業務・事業を実施するに当たり教職員等の国内外への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）
○　外国からの教員の招へいに係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）

○　教員等が赴帰任する際に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）

等なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。交通手段、交通経路については、効率的かつ経済的なものを社会一般の常識に照らして選択してください。

また、旅費を使用した場合は、本補助事業の遂行のために使用したことが、書面で確認できるようにしてください。

【その他】

本補助事業を遂行するために必要な外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）について使用することができます。それぞれにおける留意点等は以下のとおりです。

① 外注費

本補助事業を遂行するために必要な外注※に係る経費に使用でき、以下に示すものが考えられます。

○　機械装置・備品の操作・保守・修理（当該事業で使用する備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、現状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負

○　通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負

等

※　本費目は、請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記「委託費」として計上してください。

② 印刷製本費

本補助事業を遂行するために必要な資料等の印刷、製本に要した経費で、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が考えられます。

③ 会議費

本補助事業を遂行するために必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費であり、以下に示すものが考えられます。

○　会場借料

○　国際会議の通訳料

○　外部者が参加する会議等に伴う飲食代（アルコール類は除く。）

等

④ 通信運搬費

本補助事業を遂行するために必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費であり、以下に示すものが考えられます。

○　電話料、ファクシミリ料

○　インターネット使用料

○　宅配便代

○　郵便料

等

⑤ 光熱水料

本補助事業を遂行するために直接必要な機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費です。なお、専用メーター又は合理的根拠により本補助事業に係る使用量を特定する必要があります。

⑥ その他（諸経費）

上記の各項目以外に、本事業を遂行するために直接必要な経費であり、以下に示すものが考えられます。

○　物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料

○　施設・設備使用料
○　広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費
○　保険料（業務・事業に必要なもの（レンタカーの基本料金に含まれる保険料等、強制的に加入が必要となるもの等））
○　振込手数料
○　データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む。）、データベース使用料等）
○　書籍等のマイクロフィルム化・データ化
○　レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）
○　委託費
等

本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。

⑦　「文部科学大臣が認めた経費」

上記の経費以外で、本補助事業を遂行するために必要な経費がある場合は、文部科学大臣の承認を得てください。

【全体】

また、経費の使用に際しては、以下のような点にも注意してください。

①　経費の混同使用

本補助事業に要した費用については他の経理と明確に区分し、また、本補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないため、それらが困難となるような形で、本補助事業と他の補助金等を混同させて１つの物品を購入することはできません。

ただし、旅費については、補助事業の用務と他の用務とを合わせて１回の出張をする場合は、補助事業と他の経費の負担区分を明らかにして支出することができます。

また、補助事業者の自己負担として、使途の制限のない経費を本補助事業に充当していただくことは差し支えありません。

②　契約の方法

本補助金は、適正化法等が適用されるため、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）などにより、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用してください。

③　補助事業を実施する大学等以外での経費の使用（物品等の使用）

補助事業を実施する大学等の敷地（又はその周辺）以外の場所で必要な事業を行う場合は、それが補助事業の目的の達成のために必要であること、購入した物品等について適切な管理が行えること、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し補助事業の目的に従って効率的に運用できることの旨を、「学外経費使用理由書」（提出要領「別紙様式（四）」参照）に記述し交付申請時等に提出してください。

④　使用できない主な経費

各項目等で述べたもののほか、本補助金で使用できない主な経費として、以下のようなものが挙げられます。

（ｉ）建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費

ただし、本補助事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる据付費等については使用できます。（Ｐ４【物品費】参照）

（ⅱ）大学等の教職員（本補助事業により雇用され、専ら本事業に従事する者を除く。）の人件費

（ⅲ）本補助事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

（ⅳ）学内の打ち合わせや会議等、シンポジウム等の一般参加者に係る飲食等経費

（ⅴ）学生に対する学資金の援助のための経費（例えば、奨学金等）

（ⅵ）その他本補助事業の遂行に関係のない経費（例えば、懇親会・学会参加費に含まれる懇親会費・酒・煙草等）

※　本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費を負担しているものなどについて使用することはできません。

（３）補助対象期間・経費の執行管理

補助対象経費は、支払いの対象となる行為が、交付内定通知書が示す日から当該国の会計年度中に終了するものに限られます。したがって、交付内定通知書が示す日より前に発生した経費及び次年度以降に発生する経費は、補助対象とはなりません。

（４）支出簿等の作成・保存

①　補助事業者は、補助対象経費に係る支出の内容を記載した支出簿（別添３参照）を作成し、保存してください。
支出簿は、補助対象経費の使用に係る証拠書類に基づき記入してください。また、本補助事業に使用した経費とそれ以外の経費を明確に区分してください。

②　補助事業者は、支出簿のほか、以下に掲げる書類等を整理し、適切に管理・保存してください。
○　審査の対象となった申請書等関連書類
○　交付申請書、交付請求書等関連書類
○　各種申請、届出、報告、通知等関連書類
○　実績報告書
○　その他本補助事業に関連して文部科学省等とやり取りした書類

③　支出簿等の保存期間は、当該全補助事業が完了後５年間（各年度の補助事業終了後５年間ではありません。）ですので、注意してください。

（５）証拠書類の作成・徴収・保存

①　補助事業者は、補助対象経費を適正に使用したことを証する証拠書類（見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書、旅行依頼書、旅行報告書、航空運賃の見積書、出勤表、受領書、発注書、議事要旨、会議等における開催案内、出席者の写し等）を徴収・整理・保存しなければなりません。なお、交付決定後、実際に補助金が振り込まれる以前に支払いをしたものについても、同様に取り扱ってください。

②　証拠書類の保存期間についても、当該全補助事業が完了した年度の翌年度から５年間（各年度の補助事業終了後５年間ではありません。）ですので、注意してください。

６．補助事業の実施

（１）補助事業の変更

① 補助事業は、審査の対象となった申請書等をもとに作成した交付申請書に記載したとおり実施しなければなりません。やむを得ず補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ、交付要綱に基づき、別添４「事業内容等変更承認申請書」を文部科学大臣に提出し、その承認を得なければなりません。

② ただし、次に掲げる軽微な変更を行う場合については、承認手続の必要はありません。
（ⅰ）補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合
（ⅱ）補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を、その総額の５０％以内で増減する場合

③ 補助事業を適切に実施するために不可欠であり、かつ、明らかに効率的に補助事業の実施方法を変更する等の場合、上記②（ⅰ）の軽微な変更として取り扱うことができます。
ただし、このような変更であっても、補助事業の目的の達成をより効率的にするか否かの判断が不明瞭である場合、別添４「事業内容等変更承認申請書」を文部科学大臣に提出し、その承認を得てください。

（２）代表者（申請者）等の交替について

交付内定又は交付決定後、補助事業の申請者、事業責任者及び事業推進者の交替があった場合で、かつ、その交替により当該補助事業の目的達成や計画の遂行に支障を来さないと判断される場合は、別添５「代表者（申請者）等交替届」を文部科学省に提出してください。

（３）補助事業の中止又は廃止

① 補助事業を一定期間中止しなければならない必要性が生じ、かつ、当該年度内に再開し、再開後に具体的な措置を講じることで補助事業の計画の遂行に支障を来さないことが明確である場合は、あらかじめ、交付要綱に基づき、別添６「中止（廃止）承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得なければなりません。

② 補助事業が遂行できなくなると判断される場合も、あらかじめ別添６「中止（廃止）承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得なければなりません。

③ なお、補助事業が廃止された場合には、廃止時までの実績報告書を文部科学大臣に提出しなければなりません。
この場合において、既に当該廃止等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金を返還してください。また、廃止の理由等によっては、既に使用した経費についても、補助金の交付の決定や条件に適合すると認められない場合には、補助金の返還を命ずることがあります。

④ また、本取組の実施状況がプログラム申請時の実施計画と比較して著しく縮小している場合や当該大学等において補助事業の継続が困難であると認められる場合など、

本補助事業を継続実施することが適当でないと判断される場合には、補助金の交付をしない場合があります。

（４）状況報告等

文部科学省より、補助事業の年度途中における進捗状況、補助金の使用状況等について報告を求め、又はその状況を調査することがありますので、その旨の連絡があった場合は適切に対応してください。

（５）補助事業の遅延

補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、交付要綱に基づき、別添７「事業遅延届」を文部科学省に提出し、その指示を受けるようにしてください。

（６）交付決定の取消等

補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び以下に該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消したり変更する場合がありますので注意してください。
○　補助事業者が、法令、交付要綱、交付決定内容、法令又は交付要綱に基づく文部科学大臣の処分や指示に違反した場合
○　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
○　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
○　補助事業者が、補助事業にかかる教育研究を行う者として不適当と認められる場合
○　補助金の交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

なお、交付決定の取消しが行われた場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

７．補助事業終了後の手続等

（１）実績報告書

補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から１か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の４月１０ 日のいずれか早い日まで（補助金の全部について概算払により交付を受けた場合は４月３０日）に、交付要綱に基づき、別添８の「実績報告書」を作成し、文部科学省に提出してください。

また、補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した時には、大臣が別に定める日までに前述別添８「実績報告書」に準じた実績報告書を文部科学省に提出してください。

なお、「実績報告書」を提出する場合は、別添９「処分制限財産整理簿」を添付して提出してください。

（２）額の確定

実績報告書に基づく書面審査や現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、補助事業に要した経費の額又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知します。なお、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることとなります。

また、補助対象外及び期間外の経費など不適正な支出が認められる場合、証拠書類の不備等があった場合についても、当該経費の返還を命ずることとなります。

（３）会計検査院の実地検査

補助事業者は､補助金の使途等について会計検査院の実地検査を受ける場合があります。
実地検査は、補助事業の進捗状況、成果、補助金の使途等についてなされます。経理関係証拠書類等、補助事業に関する諸書類が必要となってきますので留意してください。

８．消費税等仕入控除税額の報告等

（１）消費税等仕入控除税額の報告書

本補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、交付要綱に基づき、別添１０「消費税等仕入控除税額確定報告書」を速やかに大臣に提出しなければなりません。その場合、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなります。

（２）知的財産権の報告等

本補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、補助事業者は速やかに交付要綱に基づき、別添１１「知的財産権報告書」を文部科学省に提出しなければなりません。
これらの知的財産権の帰属等は、補助事業者の規程等に基づき取り扱ってください。

（３）収益状況報告書

補助事業者が、本補助事業で得られた成果により利益を得た場合、取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれる場合には（知的財産権に係る収入も含みます。）、速やかに別添１２「収益状況報告書」を文部科学省に提出してください。なお、その収益の範囲内において補助金の返還を命ずることがあります。

（４）取得財産の管理等

① 取得財産の処分
本補助事業により購入した設備備品等の資産については、補助事業者の規程等に基づき適切に管理してください。ただし、本補助事業で取得した資産のうち、「取得価格又は効用の増加価格が５０万円を超える機械及び重要な器具）」を文部科学大臣が別に定める期間中に処分しようとするときは、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、あらかじめ交付要綱に基づき、別添１３「財産処分承認申請書」若しくは別添１４「財産処分報告書」を文部科学省に提出し、文部科学大臣の承認を受けてください。

② 取得財産等の管理
本補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の期間内のみならず、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

９．問い合わせ・書類提出先

文部科学省研究振興局学術機関課
代表　０３－５２５３－４１１１（内線４０８３）

（別添５）

大学改革推進等補助金「大学保有検査機器活用促進事業」
審査要項

「大学保有検査機器活用促進事業」における審査は，この審査要項により行うものとする。

Ⅰ．審査方法

１．審査体制

（１）外部有識者からなる「大学が保有するPCR検査機器の活用に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

２．審査方法

（１）外部有識者による書面審査を実施する。

（２）委員会は，書面審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い，選定候補事業計画を決定する。

（３）文部科学省は，委員会の決定を十分尊重し，選定大学を決定する。

審査要項の決定（委員会）

⇓

書面審査（委員会）

⇓

書面審査の結果に基づき，選定候補事業計画を決定（委員会）

⇓

選定事業計画を決定（文部科学省）

Ⅱ．審査方針

評価項目及び審査基準は，以下のとおりとする。

１．評価項目

（１）「①検査実施型」に関する評価項目

① 大学等が自ら検査を行う体制構築に向けた準備状況等が明確か。

ｉ 地方公共団体や医療機関等からの要請や委託内容等（以下「委託内容等」という。）において、衛生検査所の開設に関する登録が必要とされている場合、登録・申請状況が明確か。

【主な確認箇所：計画調書（衛生検査所への登録状況）、添付書類（衛生検査所の登録等を証する書類）】

ⅱ 検査に必要な環境整備に係る準備状況が明確か（特に、BSL-2 実験施設の環境が整備されているか、検査に要する人員は確保されているか）。

【主な確認箇所：計画調書（検査に必要な実験室、人員等の環境整備状況）、添付書類（検査を行う実験室等の写真）】

② 地方公共団体や医療機関等からの要請や委託等に基づき、大学等が自ら新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査を実施するものであり、委託内容等の具体的内容が明確か。

【主な確認箇所：計画調書（地方公共団体や医療機関等からの要請や委託内容等）、添付書類（地方公共団体等との間の委託契約書や申し合わせの写し等）】

③ 地方公共団体や医療機関等からの要請や委託等を踏まえた、十分な検査能力を確保していることが明確か。

【主な確認箇所：計画調書（地方公共団体等からの要請等を踏まえた、大学等で確保している１日当たりの検査能力）、添付書類（地方公共団体等との間の委託契約書や申し合わせの写し等）】

④ 本補助金により実施する活動等の計画が明確か、また、申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。

【主な確認箇所：計画調書（目的及び計画の概要、本補助金による活動等の具体的な計画、各経費の明細）】

（２）「②機器貸与型」に関する評価項目

① 新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査を実施しようとする検査機関等からの要請等に基づき、大学等が保有する PCR 機器を貸与するものであり、要請等の具体的内容が明確か。

【主な確認箇所：計画調書（検査機関等からの要請や委託内容、貸与した機器を用いた検査機関等における１日当たりの検査能力等）、添付書類（検査機関等との間の契約書等の写し等）】

② 本補助金により実施する活動等の計画が明確か、また、申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。

【主な確認箇所：計画調書（目的及び計画の概要、本補助金による活動等の具体的な計画、各経費の明細）】

２．審査基準

（１）書面審査

①　書面審査は，委員が，上記評価項目ごとに表１の区分により判断することとする。

（表１）書面審査における評価区分

区 分	評　　　価
○	明確であり、観点を満たしている
△	一部に課題がある。
×	明確でなく、観点を満たしているとは言えない

② 書面審査の所見は，委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため，できるだけ「コメント」欄に記入することとする。

③ 特に，「△」及び「×」の評価をする場合は，どの点が不十分なのかについて，具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

（２）総合評価

① 書面審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い，選定候補事業計画を決定する。

② 「×」の評価が行われたものは、原則として選定候補事業計画としない。

③ 「△」の評価が行われたものは、特に審議を尽くした上で総合評価を行うこととし、選定候補事業計画とする場合には、必要に応じて、委員会からの留意事項として、改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付した上で、選定する。

Ⅲ．その他

１．開示・非開示

（１）審議内容等の取扱いについて

① 委員会の会議及び会議資料は，原則として非公開とする。

② 選定された大学等については、大学名等の情報について関係府省庁へ情報提供することがある。

（２）委員等氏名について

委員会の委員の氏名は，事業計画選定後，公表することとする。

２．利害関係者の排除

申請に関係する委員は，関係大学等の審査を行わないものとする。

（利害関係者とみなされる場合）

・ 委員が現在所属し，又は３年以内に所属していた大学等に関する申請

・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し，利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに，当該事業についての審査を行わないこととし，会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

３．情報の管理，守秘義務，申請書の使途制限

（１） 審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

（２） 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は，他の情報と区別し，善良な管理者の注意をもって管理する。

（３） 審査資料等は，事業計画の選定を行うことを目的とするものであり，その目的の範囲内で使用する。

２文科振第９５号
医政発０６１７第1号
健発０６１７第1号
令和２年６月１７日

各　都　道　府　県　知　事
各　国　公　立　大　学　法　人　の　長
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役　殿
大学を設置する公立大学法人を設立する
各　地　方　公　共　団　体　の　長
各　大　学　共　同　利　用　機　関　法　人　の　長

文部科学省研究振興局長
村　田　善　則

（印影印刷）

文部科学省高等教育局長
伯　井　美　徳

（印影印刷）

厚生労働省医政局長
吉　田　　　学
（公印省略）

厚生労働省健康局長
宮　嵜　雅　則
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査に協力する大学等への支援について（周知）

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月２９日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）においては、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大（次なる波）に備えた検査体制の更なる強化を図り、より迅速な検査を行う必要性が指摘されています。

先般、６月１２日に成立した令和２年度第二次補正予算においては、文部科学省予算に、新型コロナウイルス感染症に関するＰＣＲ等の検査（以下単に「ＰＣＲ検査」という。）に協力する各国公私立大学及び大学共同利用機関法人（以下「大学等」という。）への支援のための事業費が計上されました（別添１）。各大学等におかれては、これまで附属病院による検査の実施等を通じ、ＰＣＲ検査への御協力をいただいてきたところですが、本事業においては、今後起こり得る次なる波に備え、大学等の研究室等が保有する機器をＰＣＲ検査に活用できる体制を整備するとともに、ＰＣＲ検査に協力する大学等の教育研究活動継続の支援を図るよう、研究費等の助成を行うこととしたものです。

また、厚生労働省では、都道府県に対する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の予算が追加計上され、当該交付金を活用して行う「感染症検査機関等設備整備事業」の拡充が図られました（別添１）。当該事業は、大学等を含めた検査実施機関における検査機器の導入を支援することにより、検査体制の強化を図ることを目的とするものです。

文部科学省と厚生労働省では、今後より密接な連携を図りながら、それぞれの施策により、ＰＣＲ検査に協力する大学等への支援を行うとともに、地域の行政・医療機関等と協力可能な大学等のネットワーク化等に資するなど、次なる波にも備えた検査体制の構築を図ることを目指します（別添２）。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条第５項に基づく緊急事態解除宣言を受け、各大学等では、今後、感染拡大の予防に努めつつ、教育研究活動の再開に向けた活動等を進めていくことが重要となるところですが、同時に、仮に次なる波に至った際にも、医師が必要と判断したＰＣＲ検査が確実に受けられる体制を確保できるよう、協力可能な大学等には、教育研究活動に支障のない範囲で、ＰＣＲ検査の実施、ＰＣＲ機器の貸与等の御協力をいただくことが考えられます。

ついては、関連の施策について下記のとおりまとめておりますので、各大学等におかれては、今後、ＰＣＲ検査への協力に関する検討を行う際の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、令和２年５月１１日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・研究振興局学術機関課事務連絡により依頼した「各大学等におけるＰＣＲ機器の保有状況等について」の調査について、集計状況を別添の資料（別添３）にてまとめておりますので、御参照ください。本件調査に御回答いただいた大学等におかれては、短期間にもかかわらず、御協力いただき誠にありがとうございました。

都道府県知事におかれては、貴職から貴管内の市区町村及び関係機関等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、大学を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

１．文部科学省「ＰＣＲ検査体制強化に向けた大学保有機器の活用促進事業（研究費等助成）」（令和２年度第二次補正予算）について

各大学等がＰＣＲ検査体制強化に向けた大学保有機器の活用促進事業に応募する場合の留意点は以下のとおりです。

（１）本事業は、大学等への支援として、①行政・医療機関等からの委託等を受け自らＰＣＲ検査を行う大学等への研究費等の補助及び②保有するＰＣＲ機器を他の検査機関等に貸与する大学等への研究費等の補助を行うものであること。

（２）補助対象については、ＰＣＲ機器を検査に提供した研究室等における研究計画変更等に伴う経費や、ＰＣＲ検査体制構築のための初期投資に係る経費等を対象とし、柔軟な支援を行うものであること。

（３）本事業の実施例としては、次のような例が想定されること。

①行政・医療機関等からの委託等を受け自らＰＣＲ検査を行う大学等

- 検査体制が本格稼働するまで（検査受託による委託費収入が生じるまで）の初期投資に充当
- 検査実施中、ＰＣＲ機器を使用できないことによる研究計画変更に伴い、新たに必要となる経費に充当
- 検査実施中には行えなくなるＰＣＲ機器を用いた試験研究等を、外部試験研究機関に委託するための試験委託費に充当　など

②保有するＰＣＲ機器を他の検査機関等に貸与する大学等

- ＰＣＲ機器の貸与に際しての機器搬送に要する経費に充当
- 貸与中、ＰＣＲ機器を使用できないことによる研究計画変更に伴い、新たに必要となる経費に充当　など

（４）本事業は、大学等が現に保有するＰＣＲ機器を活用したＰＣＲ検査への協力に対し支援を行うものであり、２．の事業により新たに整備したＰＣＲ機器での検査への協力については、本事業による支援の対象とならないこと。

（５）本事業は「大学改革推進等補助金」による支援を予定しており、支援に係る手続等の詳細については、今後速やかに連絡する予定であること。

２．厚生労働省交付金による「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（感染症検査機関等設備整備事業）」について

各大学等が感染症検査機関等設備整備事業に応募する場合の留意点は以下のとおりです。

（１）本事業は、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の交付を受けた都道府県が、当該都道府県の事業として、検査実施機関への補助を行うものであること。補助を受けようとする大学等は、各都道府県の定めるところにより、事業計画募集への応募等を行う必要があること。対象経費は、備品購入費、使用料及び賃借料等があること。

（２）本事業による備品購入費としての整備対象設備は、次世代シークエンサー、リアルタイムＰＣＲ装置及び等温遺伝子増幅装置（これらの設備と一体的に利用する備品を含む。）について、補助対象となること。

（３）その他事業の詳細については別添の関連資料（「新型コロナウイルス感染症包括支援事業実施要綱」（別添４－１）及び「新型コロナウイルス感染症対策事業に関するＱ＆Ａ」（別添４－２））等を御覧いただきたいこと。

（４）本事業の大学等による活用例としては、例えば次のような例が想定されること。

（・リアルタイムＰＣＲ装置（全自動検査装置含む）等を増設し、当該大学の検査能力を拡大　など）

なお、上記に関連し、新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査の実施について、行政・医療機関等から検査を受託した大学等には、一般に、相応の委託料が支払われているところです。

３．新型コロナウイルス検査への協力等に当たっての自治体との連携に係る留意点

（１）ＰＣＲ検査への協力が可能な大学等におかれては、都道府県のニーズに応じた対応ができるよう各都道府県衛生主管部局と十分な調整を図っていただきたいこと。

今後、各地域におけるＰＣＲ検査体制の更なる拡大に向け、検査に協力可能と見込まれる大学等の状況を正確に把握するための追加の調査を各大学等に対して行う予定であること。一連の調査や各大学等への個別確認に基づき、文部科学省において把握できた検査に協力可能と見込まれる大学等の情報については、文部科学省から厚生労働省を通じ、都道府県衛生主管部局に提供する予定としていること。

なお、都道府県の衛生主管部局の窓口についても、別途各大学等へ送付する予定のため、今後検査への協力を検討する際、相談をする連絡先の参考としていただきたいこと。

（２）診療を目的としたＰＣＲ検査を行う場合は、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長による登録を受けた衛生検査所等においてのみ行うことができるものとされており、医療機関からの委託により検査を行う大学等にあっては、衛生検査所の登録を受けられたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合については、登録の手続、登録基準、衛生検査所の開設者の義務等が緩和される旨、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し下記通知により示しているため、衛生検査所の登録の申請に当たっては管轄の都道府県等に問い合わせされたい。

≪参考≫「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」（令和２年３月５日付医政発 0305 第１号　厚生労働省医政局長通知）（別添５）

（３）新型コロナウイルス検査の実施に当たっては、「国立感染症研究所　病原体検出マニュアル 2019-nCoV」等を参照の上、感染防止の措置を適切に取った上で、精度が十分に確保されるようにすること。

例えば、検体の取扱いについては、バイオセーフティレベル（ＢＳＬ）２以上の施設で行う必要があり、適切な個人防護具を身につけるとともに、遺伝子コンタミネーション防止と RNase の混入防止に細心の注意を払うこと。

≪参考≫国立感染症研究所　病原体検出マニュアル「新型コロナウイルス感染症」ポータルページ

https://www.niid.go.jp/niid/ja/laboratory-test/reference/9559-2020-04-14-10-09-54.html

【連絡先】

１．文部科学省「ＰＣＲ検査体制強化に向けた大学保有機器の
　活用促進事業（研究費等助成）」について
　　文部科学省　０３－５２５３－４１１１（代表）
　　　研 究 振 興 局 学 術 機 関 課（内線：４１７０）

２．厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
　（感染症検査機関等設備整備事業）」について
　　厚生労働省　０３－５２５３－１１１１（代表）
　　　健 康 局 結 核 感 染 症 課（内線：２３８２）

３．各大学等におけるＰＣＲ機器の保有状況等（調査）について
　　文部科学省　０３－５２５３－４１１１（代表）
　　【調査の内容】
　　　高等教育局高等教育企画課（内線：３３４１）
　　【調査の回答】
　　＜国立大学＞
　　　高等教育局国立大学法人支援課（内線：３７６０）
　　＜公立大学＞
　　　高 等 教 育 局 大 学 振 興 課（内線：３３７０）
　　＜私立大学＞
　　　高等教育局私学部私学行政課（内線：２５３３）
　　＜大学共同利用機関＞
　　　研 究 振 興 局 学 術 機 関 課（内線：４３０２）

４．衛生検査所の登録について
　　厚生労働省　０３－５２５３－１１１１（代表）
　　　医 政 局 地 域 医 療 計 画 課（内線：２５３８）

大学等の機器を活用したPCR検査体制の構築（令和2年度第二次補正予算）

別添1

検査協力を行う大学等への研究費等助成【文部科学省から】

●**大学保有検査機器活用促進事業** <新規>

（大学改革推進等補助金（文部科学省））

【目的】　大学等によるPCR検査への協力を拡大するため、検査に協力する大学等への研究費等助成を行う

【支援対象】① 自らPCR検査を実施する大学等
② PCR検査に協力するため、PCR機器の貸与を行う大学等

【想定される例】
- ○ 協力による研究計画変更に際し助成費を活用
- ○ 検査の実施に当たり、検査体制の本格稼働までの初期投資等に助成費を活用
- ○ 貸与する機器の搬送費用に助成費を活用　など

PCR機器等の設備整備支援【都道府県から】

●**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業**

（感染症検査機関等設備整備事業（厚生労働省））<拡充>

【目的】新型コロナウイルス感染症の検査体制整備のため、PCR検査機器の導入を支援する

【整備対象設備】
次世代シークエンサー、リアルタイムPCR装置、等温遺伝子増幅装置

※これら設備と一体的に利用される備品も補助対象

【想定される例】
○ リアルタイムPCR装置（全自動検査装置含む）等を増設し、検査を拡大　など

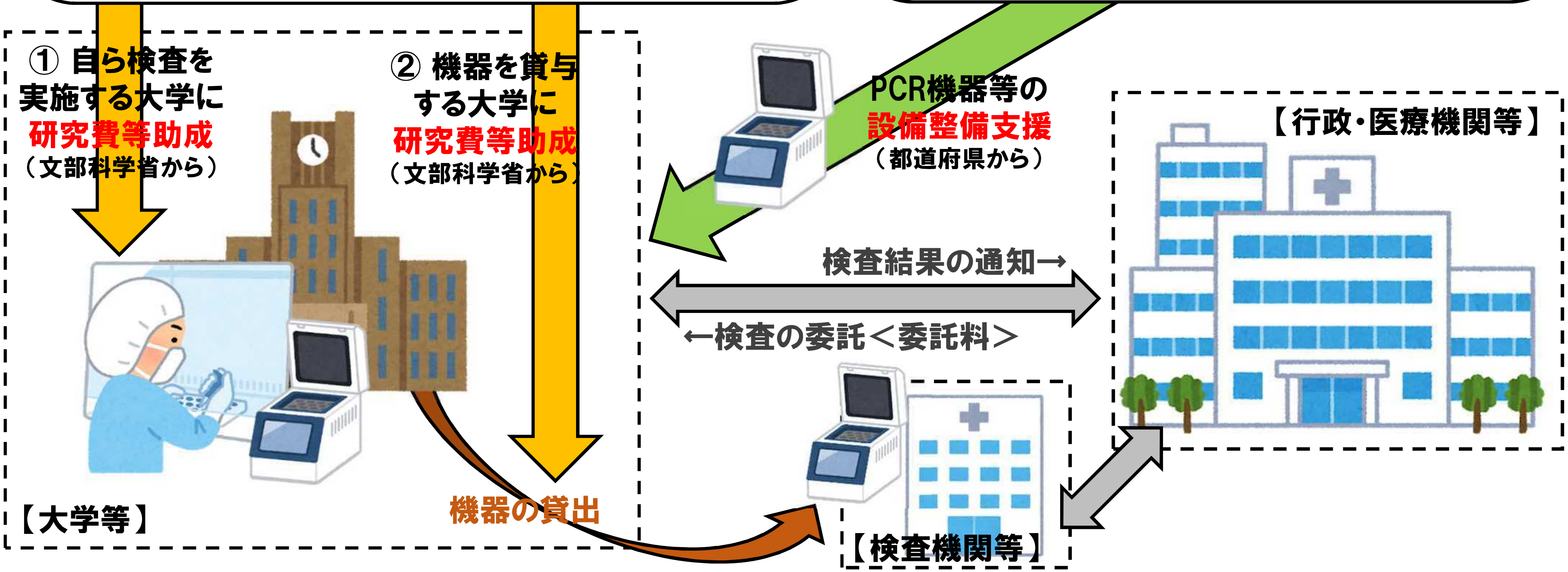

別添2

大学等の機器を活用したPCR検査体制の構築

文部科学省・厚生労働省

趣 旨

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、大学等が保有するPCR機器の活用を促進。 →地域のPCR検査能力を拡大
- PCR検査センターをはじめとした行政･医療機関等と大学等とのネットワーク化を図り、次なる感染拡大にも備えた検査体制を構築
- PCR検査に協力する大学等に対しては、検査協力中の研究継続を支援する等のための研究費等助成を行い、協力拡大を促進

大学等を活用した検査体制スキーム(例)

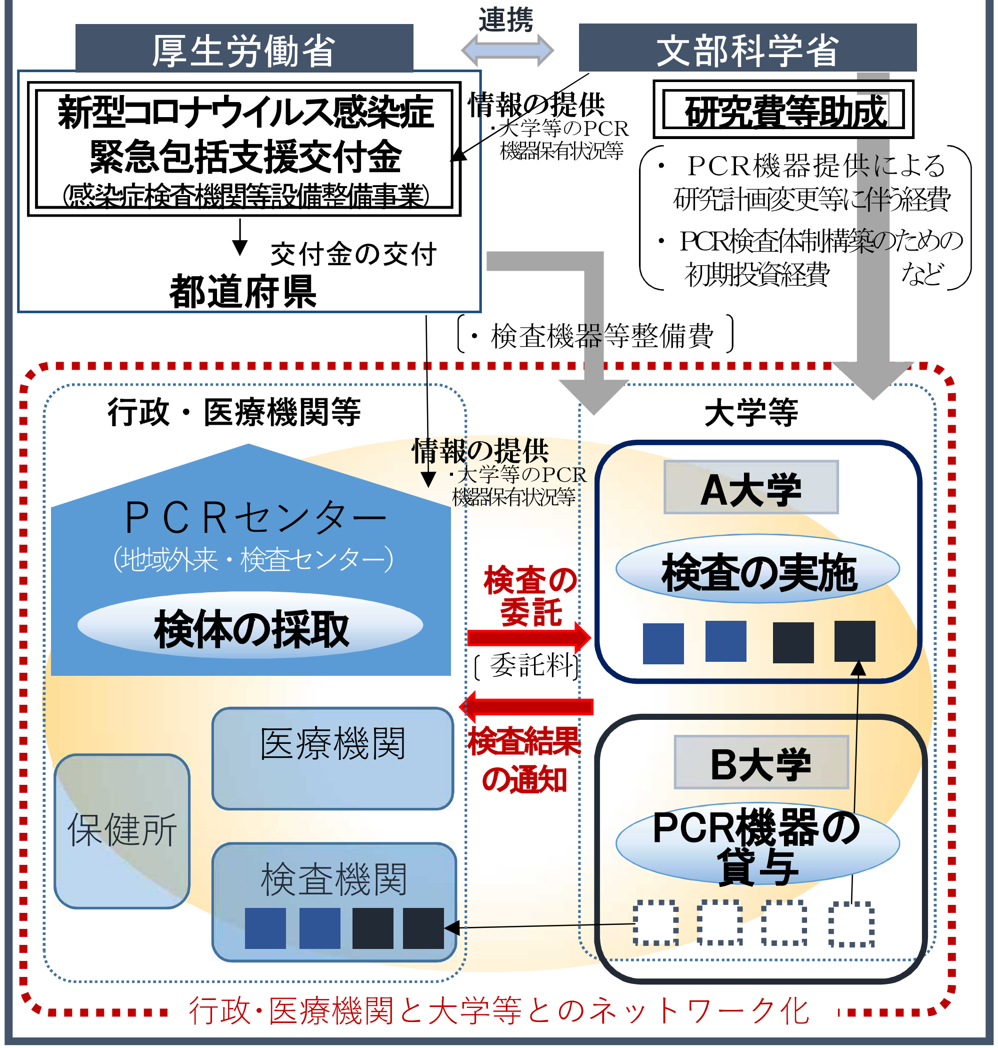

大学等に対する支援

PCR機器等の設備整備支援【都道府県から】

●**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業** ＜拡充＞
(感染症検査機関等設備整備事業(厚生労働省))

【目的】 新型コロナウイルス感染症の検査体制整備のため、PCR検査機器の導入を支援する

【整備対象設備】
次世代シークエンサー、リアルタイムPCR装置、等温遺伝子増幅装置
※ これら設備と一体的に利用される備品も補助対象

【想定される例】
○ リアルタイムPCR装置(全自動検査装置含む)等を増設し、検査を拡大 など

検査協力を行う大学等への研究費等助成【文部科学省から】

●**大学保有検査機器活用促進事業** ＜新規＞
(大学改革推進等補助金(文部科学省))

【目的】 大学等によるPCR検査への協力を拡大するため、検査に協力する大学等への研究費等助成を行う

【支援対象】
① 自らPCR検査を実施する大学等
② PCR検査に協力するため、PCR機器の貸与を行う大学等

【想定される例】
○ 協力による研究計画変更に際し助成費を活用
○ 検査の実施に当たり、検査体制の本格稼働までの初期投資等に助成費を活用
○ 貸与する機器の搬送費用に助成費を活用 など

別添３

【回答状況：901/1017 大学等（回答率 88.6%）】

大学等が保有するリアルタイムＰＣＲ機器の新型コロナウイルスの検体検査への協力について

全国の国公私立大学（大学病院を除く。）・大学共同利用機関に対してリアルタイムＰＣＲ機器の保有状況等について調査し、新型コロナウイルスの検体検査へ実際に協力中・今後協力が可能な機器について集計したところ、以下のとおりの状況となっている。

区　分	保有機関数	保有台数
現在、実際に検体検査に協力中の機器	8 大学・9 部局	21 台
今後、検体検査に協力することが可能と見込まれる機器	45 大学・54 部局	91 台
今後、検査が可能な機関に機器を貸し出すことが可能と見込まれる機器	137 大学等・306 部局	763 台

※１．「等」は大学共同利用機関を指す。

※２．大学病院を除く大学等が保有するＰＣＲ機器を、新型コロナウイルスの検査に診療目的で使用するためには、①「必要な検査器具や施設の保有等の基準を満たした上での衛生検査所の登録」、②「検査業務に関し、相当な経験を有する人材の確保」、③「検査を実施する上での試薬の確保」、④「国立感染症研究所の検査マニュアルで定められているＢＳＬ２以上の施設を保有している等の感染防止策の措置」などが必要となる。

※３．検査への協力が可能だと見込まれる機器についても、①「感染症に対する治療薬の研究など、本体の教育研究活動への影響」、②「ＰＣＲ機器が老朽化しているなどの機器の性能に関する問題」、③「感染防止のための大型キャビネットが無いなどの安全管理に関する問題」などが新型コロナウイルスの検査を行う際の課題として挙げられており、機器を保有することを以って直ちに検査に協力できるとは限らない。

別添４－１
（太枠線：文部科学省追記）

医政発０６１６第１号
健発０６１６第５号
薬生発０６１６第２号
令和２年６月１６日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）
厚生労働省健康局長
（公印省略）
厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和２年４月３０日付け医政発０４３０第５号・健発０４３０第１号）により「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」を定めたところであるが、同要綱を別紙に改め、令和２年４月１日から適用することとしたので通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

別紙

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱

１　目的

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

２　実施主体

（１）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）（以下「事業」という。）の実施主体は、都道府県とする。都道府県は、その責任の下に事業を実施するものとする。

（２）都道府県は、地域の実情に応じ、市区町村や民間団体など、当該都道府県が適切と認める者に事業を補助又は助成等により実施することができる。この場合において、補助等を行う都道府県は、補助等による事業実施及び補助先の選定に対して責任を有するとともに、補助先等と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

３　事業内容

（１）～（４）　（略）

（５）感染症検査機関等設備整備事業

ア　目的

地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的とする。

イ　実施者

都道府県、政令市、特別区及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関）

ウ　内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１５条第４項の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う検査に必要な設備を整備する。また、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

エ　整備対象設備

（ア）次世代シークエンサー

（イ）リアルタイムＰＣＲ装置（全自動ＰＣＲ検査装置を含む）

（ウ）等温遺伝子増幅装置

オ　留意事項

（ア）新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備については、事前に厚生労働省と調整すること。

（イ）新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、都道府県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

（ウ）新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、都道府県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。

（６）～（１９）　（略）

別添４－２
（太枠線：文部科学省追記）

事　務　連　絡
令和２年６月１６日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第２版）
について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和２年４月３０日医政発０４３０第５号厚生労働省医政局長通知・健発０４３０第１号厚生労働省健康局長通知）により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という）について通知し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第１版）について」（令和２年５月１３日厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課事務連絡）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第１版）」を周知したところです。
今般、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第２版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。
「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第１版）」から追記等を行った部分には下線を付しております。

別添

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するＱ＆Ａ（第２版）

令和２年５月13日　第１版
令和２年６月16日　第２版

○共通事項

１　交付申請の提出物になりますが、令和２年４月30日付け事務連絡において、「事業実施計画と併せて申請」とありますが、交付要綱で定める様式第１号の提出は省略し、様式第２号の提出のみでよろしいでしょうか。
　また、手続にあたっては、都道府県が取り纏めの上、申請することになるのでしょうが、その際、市区町村等からの間接補助に係る申請を待たずに申請することは可能でしょうか。

（答）
○　同日付けの文書の扱いとし、様式１号、２号の両方を提出いただきたい。
○　交付金の申請にあたっては都道府県全体に係る事業計画を作成いただき、必要な額を申請ください。間接補助の申請を待たずに、都道府県の申請をすることが可能です。

２　各事業に交付上限額は設定されているのでしょうか。事業実施計画に位置付ければ、各都道府県の全体額の中で執行することは可能でしょうか。

（答）
○　各事業に交付上限額はございません。また、事業実施計画に位置付けたそれぞれの事業について、各事業実施計画の中で執行いただいて差し支えございませんが、実績報告にあたっては、実施された事業毎に報告いただくようお願いいたします。
○　なお、令和２年度第一次補正予算で計上した事業は一つの事業実施計画にまとまっておりますが、令和２年度第二次補正予算で新規に計上した事業については、各事業で実施計画を分けることとしており、各事業実施計画の範囲内で調整することとなりますのでご注意ください。

３　本交付金を用いて、新型コロナウイルス感染患者に対応する医療機関に対する協力金や医療従事者等に対する特殊勤務手当（防疫作業手当等）について、都道府県が医療機関に補助した場合、補助対象となるのでしょうか。

（答）
○　診療報酬において、重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する一定の診療への評価を３倍に引き上げるとともに、医療従事者への危険手当の支給

を念頭に人員配置に応じて診療報酬を引き上げることなどを行っています。

○　本交付金では特殊勤務手当等を補助する事業はございません。なお、都道府県の判断により追加的に支援を行う場合は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（担当：内閣府）等の活用をご検討ください。

○　なお、令和２年度第二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県等から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金を給付する事業を新たに設けたところです。

４　厚生労働大臣が認める者は、どのような機関を想定しているのでしょうか。

（答）

○　日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国立大学付属病院、独立行政法人、医療法人等ですが、前記に限定されるものではありません。

５　「医師１人１時間当たり 7,550 円」単価算出根拠をご教示いただけないでしょうか。

また、補助上限額を超える部分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とすることは可能でしょうか。

（答）

○　DMAT 災害活動時の費用弁償等を踏まえて設定しています。

○　補助上限額を超える部分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（担当：内閣府）の対象とすることが可能です。

６　実施者が都道府県以外の者の場合は、都道府県が間接補助を行うという仕組みを想定されているという理解でよろしいでしょうか。

その際、都道府県の１／２負担が発生し、予算措置の必要があるということでよろしいでしょうか。

（答）

○　前段については貴見のとおりです。

○　令和２年度第二次補正予算により、第一次補正予算による措置を含め、補助率 10／10 の国庫負担とすることとなったため、１／２の都道府県負担は発生しません。

７　「交付の決定までに行われた事業であっても本交付金の実施要綱に沿った事業であれば補助対象となります」とありますが、所謂、内示前着工、交付決定前着工をしていても差し支えないのでしょうか。

（答）

○　交付要綱、実施要綱に基づいた事業であれば、対象事業として扱っていただき差し支えございません。

８　変更交付申請に係る記述がありますが、今後の感染状況によっては追加の財政措置があるということでしょうか。

（答）

○　新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン等の開発状況等を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、本交付金を増額するなど、必要な措置を速やかに講じるよう検討してまいります。なお、変更交付申請の時期については別途調整いたします。

９　設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。

（答）

○　対象経費欄に「使用料及び賃借料」が含まれる事業は、リースの場合も補助対象となります。

○　設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれると考えており、補助対象となります。

○　整備した設備について、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。

10　交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。

（答）

○　交付要綱１１（５）に基づき、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。

○　ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。

○　いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。

○　なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。

11　設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。

（答）

○　Ｑ＆Ａ10 のとおり、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースで対応すべきと考えております。

○　その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したものとして廃棄することが適切な場合は、廃棄に係る経費は補助対象となります。

12　本交付金を用いた事業によって診療収入や医療従事者の派遣に対する謝金等の収入があった場合、総事業費から当該収入額を控除した額と補助基準額または対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に交付率を乗じた額が交付額となるのでしょうか。

（答）

○　交付要綱６に基づき、交付金の算定を行うため、本交付金の事業の実施によって収入が発生する場合は、実績報告の際に適切に算定していただくことが必要となります。

○　なお、例えば、DMAT･DPAT 等医療チーム派遣事業による医療チームの派遣において、派遣先が派遣された医療チームに係る経費を支払う場合は、当該経費に係る収入分を差し引いて、派遣元に対する補助が行われるものとなります。

13　感染症予防事業費等国庫負担（補助）金と重複する事業はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

（答）

○　新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金と感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を併用することはできませんので、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として申請してください。

○　なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、令和２年度第二次補正予算により、第一次補正予算による措置を含め、補助率 10／10 の国

庫負担とすることとなったため、１／２の都道府県負担は発生しません。

（略）

○感染症検査機関等設備整備事業

１　検査装置に付帯する備品は補助対象になるのでしょうか。

（答）

○　検査に必要不可欠であり、検査装置と一体的に利用する備品は補助対象となります。

２　実施要綱３（５）オで「事前に厚生労働省と調整すること」とありますが、具体的に何をどのように調整するのでしょうか。

（答）

○　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関）においては、感染症法に基づく行政検査以外の検査を実施することが想定されるため、金額等の確認を行うものです。

○　交付申請書の別紙２「事業の実施に要する経費に関する調書」の備考欄に整備台数や都道府県が補助する額を記載することをもって調整といたします。

３　民間検査機関に対して補助する際の留意点は何でしょうか。

（答）

○　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関）には、民間の検査会社、大学、医療機関があります。

○　これらの機関においては、感染症法に基づく行政検査以外の検査を実施することも想定されますが、感染症検査機関等設備整備事業は、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的としていることから、都道府県等が感染症法に基づく行政検査の依頼を行った場合に、休日等問わず迅速かつ確実に検査が実施されるための体制が確保されていることが必要です。

○　上記の点に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関）における設備整備を支援することで、検査体制の一層の強化を図るようお願いいたします。

（略）

別添５
（下線：文部科学省追記）

医政発 0305 第１号
令和２年３月５日

各 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保するため、臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 26 号）による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号。以下「臨検法施行規則」という。）附則第４項に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の登録等については、下記のとおり取り扱って差し支えないこととしたので通知する。

この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保する必要がある場合に特に認められるものであるため、これが必要と認められなくなった場合には、直ちにこの取扱いによる衛生検査所の登録を中止するとともに、この取扱いにより登録した衛生検査所については廃止するよう指導等されたい。

なお、医療機関においては、「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」（平成 30 年 11 月 29 日医政総発 1129 第１号・医政地発 1129 第１号厚生労働省医政局総務課長・地域医療計画課長連名通知）を遵守した上で、他の医療機関から委託を受けて新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査を行うことも可能である。また、国立感染症研究所等において、診療の用に供する目的ではなく、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査としてのみ行われる場合については、衛生検査所の登録は不要である。

記

第一　この取扱いは、次のいずれかに該当する施設において、医療機関から委託を受けて新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行う衛生検査所を臨時的に開設す

る場合に認められるものであること。
1　国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人の試験研究施設
2　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学及びその附属試験研究施設並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関
3　都道府県、保健所設置市及び特別区が特に必要と認める施設（１及び２に掲げる施設を除く。）

第二　臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。

1　臨検法施行規則第 11 条に基づく登録の申請に当たっては、次のとおりの取扱いとすること。

（１）　臨検法施行規則様式第六による申請書の記載事項のうち、衛生検査所の名称、衛生検査所の所在地、検査業務の内容、検査用機械器具の名称及び数並びに衛生検査所の管理者の氏名のみを記載すればよいこと。また、検査業務の内容については、一次分類は遺伝子関連・染色体検査、２次分類は病原体核酸検査と記載し、検査用機械器具の名称及び数については、新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査に用いるもののみ記載すること。

（２）　同条第２項に基づく書類は添付しなくて差し支えないこと。

2　臨検法施行規則第 12 条に基づく基準については、次のとおりの取扱いとすること。

（１）　同条第１項第１号に基づく検査用機械器具については、電気冷蔵庫、遠心器、核酸増幅装置及び核酸増幅産物検出装置を有していればよいこと。新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のうち一部の工程のみを行う場合にあっては、電気冷蔵庫、遠心器、核酸増幅装置及び核酸増幅産物検出装置のうち、当該工程の実施に必要な検査用機械器具を有していればよいこと。

（２）　同条第１項第９号に基づく管理者については、検査業務に関し相当の経験を有する医師又は管理者として検査業務に関し相当の経験を有する臨床検査技師でなくても差し支えないこと。また、指導監督医を選任しなくて差し支えないこと。

（３）　同条第１項第 15 号及び第 16 号に基づく作業日誌及び台帳については作成しなくて差し支えないが、検体の受領から検査結果の報告までの経過を適切に記録した書類を作成すること。

（４）　同条第１項第２号、第４号、第５号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号及び第 18 号並びに第２項に基づく基準については、満たさなくて差し支えないこと。なお、同条第１項第３号及び第６号から第８号までに基づく基準については満たす必要があること。

3　臨検法施行規則第 12 条の２に基づく開設者の義務については、次のとおりの取扱いとすること。

（１） 同条第１項及び第４項に基づく義務については、遵守するよう努めること。

（２） 同条第２項及び第３項に基づく義務については、新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査の性質上遵守することが困難であるため、遵守しなくて差し支えないこと。

４ 臨検法施行規則第 12 条の３に基づく書類の保存については、２（３）に定める書類を２年間保存すること。また、衛生検査所を廃止した場合においても、管理者において２年間保存すること。

５ 衛生検査所の登録の申請がされた場合は、書面による審査を行うこと。また、実地調査による申請事項に係る事実の有無の確認等については、登録後でも差し支えないこと。

６ 衛生検査所の登録を行うに当たっては、臨時的に新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査を行うためにのみ登録されること及び新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保する必要がなくなった場合には直ちに廃止することを申請者に承知させること。

７ 新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査を行うに当たっては、感染管理や精度管理等について、厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区の指示に従うよう申請者に留意させること。

事　務　連　絡
令和２年３月５日

各　都 道 府 県 / 保健所設置市 / 特　別　区　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医 療 関 連 サ ー ビ ス 室

新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために臨時的に開設した衛生検査所における感染管理や精度管理等について

「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行う衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」（令和２年３月５日医政発 0305 第１号厚生労働省医政局長通知）に基づき登録された衛生検査所においては、その感染管理や精度管理等について、下記を遵守するよう指導等お願いいたします。

なお、下記については、今後、必要に応じて見直しがあり得ることを申し添えます。

記

１　検体の輸送については、国立感染症研究所が作成した直近の「2019-nCoV （新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」又はこれに準じた方法で行うこと。

（参考）2019-nCoV （新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル
～2020/02/28 更新版～
https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200228.pdf

２　病原体核酸検査の実施に当たっては、国立感染症研究所が作成した直近の「病原体検出マニュアル　2019-nCoV」又はこれに準じた方法で行うこと。

（参考）病原体検出マニュアル 2019-nCoV Ver.2.7
https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/2019-nCoV20200225.pdf

３　新型コロナウイルスの病原体を取り扱う施設は､BSL3 及び ABSL3 の基準を満たすこと。新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者由来の検体を取り扱う施設は、BSL2 の基準を満たすこと。なお、感染の危険のある検体は取り扱わず、不活化された検体を用いて核酸抽出や PCR 検査を行う場合は、BSL3、ABSL3 又は BSL2 の基準を満たす必要はない。

（参考）国立感染症研究所内での新型コロナウイルス SARS-CoV-2 取り扱いについて
https://www.niid.go.jp/niid/ja/byougen-kanri/9367-n-cov-bio.html

（参考）BSL 及び ABSL の基準（「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」（平成 30 年７月）の別表１の付表２～４、別表２・３）
https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/kanrikitei3/Kanrikitei3_20180801.pdf

新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために臨時的に開設する衛生検査所の緩和内容

１．対象

次のいずれかに該当する施設において、医療機関から委託を受けて新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行う衛生検査所を臨時的に開設する場合。

（１）国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人の試験研究施設

（２）大学及びその附属試験研究施設並びに大学共同利用機関

（３）その他都道府県、保健所設置市、特別区が特に必要と認める施設

２．登録の申請手続（臨検法施行規則第11条）

条項	内容	緩和内容
第１項	申請書の提出	記載事項を一部省略する
第２項第１号	図面の添付	不要
第２項第２号	管理者の同意書・履歴書の添付	不要
第２項第３号	指導監督医の同意書・承諾書の添付	不要
第２項第４号	精度管理責任者の同意書・履歴書の添付	不要
第２項第５号	遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の同意書・履歴書の添付	不要
第２項第６号	検査案内書の添付	不要
第２項第７号	標準作業書の添付	不要
第２項第８号	作業日誌の添付	不要
第２項第９号	台帳の添付	不要
第２項第１０号	組織運営規程の添付	不要
第２項第１１号	営業所に関する書類の添付	不要

３．衛生検査所の登録基準（臨検法施行規則第12条）

条項	内容	緩和内容
第１項第１号	検査用機械器具の保有	電気冷蔵庫、遠心器、核酸増幅装置、核酸増幅産物検出装置のみ必要とする 一部の検査工程のみを行う場合は、上記のうち当該工程の実施に必要な検査用機械器具のみ必要とする
第１項第２号	検査室の面積基準	不要
第１項第３号	十分な照明・換気	必要
第１項第４号	微生物学的検査室の基準	不要
第１項第５号	ＲＩ衛生検査所の基準	不要
第１項第６号	防じん・防虫のための設備の保有	必要
第１項第７号	廃水・廃棄物の処理の設備・器具の保有	必要
第１項第８号	消毒設備の保有	必要
第１項第９号	管理者の配置、指導監督医の選任	管理者の配置は求めるが、管理者の資格・経験は求めない
第１項第１０号	医師・臨床検査技師の人員基準	不要
第１項第１１号	精度管理責任者の配置	不要
第１項第１２号	遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の配置	不要
第１項第１３号	検査案内書の作成	不要
第１項第１４号	標準作業書の作成	不要
第１項第１５号	作業日誌の作成	検体の受領から検査結果の報告までの経過を適切に記録した書類の作成で可とする
第１項第１６号	台帳の作成	

第１項第１７号	組織運営規程の保有	不要
第１項第１８号	その他精度管理に必要な措置	不要
第２項	ＲＩの廃棄の委託	不要

４．衛生検査所の開設者の義務（臨検法施行規則第12条の２）

条項	内容	緩和内容
第１項	内部精度管理の実施	遵守するよう努めることとする
第２項	外部精度管理調査の受検	不要
第３項	遺伝子関連・染色体検査の精度確保のための相互確認	不要
第４項	従事者に対する研修	遵守するよう努めることとする

５．書類の保存（臨検法施行規則第12条の３）

内容	緩和内容
作業日誌・台帳の２年間保存	検体の受領から検査結果の報告までの経過を適切に記録した書類を２年間保存することとする

６．その他

（１）実地調査による申請事項に係る事実の有無の確認等については、登録後でも差し支えないこととする。

（２）新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保する必要がなくなった場合には、直ちに廃止することとする。

（３）感染管理や精度管理等について、厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区の指示に従うこととする。

様式第六

衛生検査所登録申請書【記載例】

<table>
<tr><td colspan="2">衛生検査所の名称</td><td colspan="2">○○○研究所</td></tr>
<tr><td colspan="2">衛生検査所の所在地</td><td colspan="2">〒△△△−□□□□
■県☆☆市◇◇◇丁目◎◎番地　××棟</td></tr>
<tr><td colspan="2">検査業務の内容</td><td colspan="2">１次分類：遺伝子関連・染色体検査
２次分類：病原体核酸検査</td></tr>
<tr><td colspan="2">検査用機械器具の名称及び数</td><td colspan="2">電気冷蔵庫　１台
遠心器　１台
ＰＣＲ装置　１台
リアルタイムＰＣＲ装置　１台</td></tr>
<tr><td colspan="2">衛生検査所の構造設備の概要</td><td colspan="2">−</td></tr>
<tr><td rowspan="2">衛生検査所の管理者</td><td>氏名</td><td colspan="2">厚生労働　太郎</td></tr>
<tr><td>資格</td><td colspan="2">−</td></tr>
<tr><td colspan="2">検査業務を指導監督する医師の氏名</td><td colspan="2">−</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">精度管理責任者</td><td>氏　名</td><td>資　格</td></tr>
<tr><td>−</td><td>−</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">遺伝子関連・染色体検査の精度の確保にかかる責任者</td><td>氏　名</td><td>資　格</td></tr>
<tr><td>−</td><td>−</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他の医師、臨床検査技師又は衛生検査技師</td><td>氏　名</td><td>資　格</td></tr>
<tr><td>−</td><td>−</td></tr>
</table>

臨時的に新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを実施するため、上記により衛生検査所の登録を申請します。なお、新型コロナウイルスに係る検査体制を迅速に確保する必要がなくなった場合、直ちに廃止します。また、感染管理や精度管理等について、厚生労働省、都道府県、保健所設置市及び特別区の指示に従います。

令和２年●月●日

住　所　　■県☆☆市◇◇◇丁目◎◎番地

氏　名　　○○○研究所

所長　厚生労働　次郎　　㊞

☆☆県知事　殿